令和８年度
中 央 区 職 員 募 集 案 内
（再採用選考（カムバック採用））

令和８年度　中央区職員再採用選考(カムバック採用)募集要綱

令和８年９月１日

この募集は、中央区職員再採用選考(カムバック採用)の採用予定者を決定するために行うものです。

再採用選考(カムバック採用)とは、育児・介護・転職等、様々な事情により中央区を一度退職した有為な人材を再採用し、区在職時や退職後の経験から得た知見を区政に活かし、再び中央区で活躍していただくことを目的に選考を実施するものです。

1　採用職種、職層、採用予定数等

● 職　種

事務（一般事務)、福祉（福祉・保育士・児童指導)、心理、土木造園（土木技術・造園技術)、建築、機械、電気、衛生監視（保健衛生・食品衛生)、栄養士、保健師、看護師、調理、清掃作業

※　退職時の職種と同一の職種で採用します。

● 職　層

全ての職層（係員、主任、係主査、係長、課長補佐、課長、部長、技能１級職、技能主任、技能長、担当技能長、統括技能長）

※　退職時の職務の級以下の級で採用します。

● 採用予定数

若干名

● 主な配属予定先

区長部局、各行政委員会

※勤務場所は、敷地内禁煙です。

● 主な職務内容

職種等に応じた職務

2　受験資格

次の要件を全て満たす方が受験できます。

（１）　平成３０年４月１日以降に中央区を退職した方

（２）　中央区職員として、在職時の勤務経験年数が１年以上ある方

※　教育公務員、特別職、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員を除きます。

※　国等に退職派遣された後に特別区に再採用された場合、派遣先の在職期間は通算されます。

※　停職期間及び他の特別区や一部事務組合における職員であった期間は除算されます。

（３）　選考受験日の属する年度の末日において６２歳未満の方

※　部長及び課長の職（５級職以上）に採用する場合にあっては、６０歳未満の方

（４） 日本国籍を有している方

※ 福祉（福祉・保育士・児童指導）、心理、栄養士、保健師、看護師、調理及び清掃作業は除きます。ただし、受験可能な日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

（５） 採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する方

（６） 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条各号（下記参照）に該当しない方

〈参考〉地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 配属される部署によっては、以下①②についてもご了承ください。

① 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。そのため、申込の際や採用に至る過程において、誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。

なお、採用に至る過程において、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

② 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

3 採用予定時期

随時採用

※ 採用日は申込者ご本人及び欠員等の状況を踏まえて決定します

4　選考方法

● 第１次採用選考

選 考 日	**受付後約１か月後**	集合時刻・会場等の詳細は、申込み受付後、ご本人宛て通知します。
場　　所	中央区役所	
選 考 方 法	書類選考（在職時の人事評価を含む）	
結 果 発 表	合否にかかわらず、受験者全員に通知します。	

● 第２次採用選考

選 考 方 法	個別面接
実　施　日	第１次選考合格者に別途通知します。
結 果 発 表	合否にかかわらず、第２次採用選考受験者全員に通知します。

5　受験手続

申込方法（手順）	インターネット（電子申請）にてお申込みください。 ⑴　下記申込 URL･QR コードへアクセスしてください。 ⑵　画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、申請してください。 ※　期間中に正常に受信したものを有効とします。申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか必ず確認してください。	https://logoform.jp/form/CxKB/1703960
申込期間	**随時受付**	

注意事項

システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては一切責任を負いません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律による適正管理を行っています。中央区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、速やかに適切な方法で廃棄しています。

6　主な勤務条件等

● 給　与

・　給料月額は、かつて中央区職員であった際の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

※　部長職（６級職）の場合は、退職時の級号給が適用されます。

※　６０歳を超える職員については、給料月額が給料表の級・号給の７割の額となります。

・　昇給は、原則として年１回行われます。

・　一定の基準により地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。

● 昇　任

昇任選考・昇任能力実証の在職期間の計算に当たっては、原則として、かつて中央区職員であった際の職層及び在職期間を全期間通算します（停職期間等は加算されません）。

※　採用初年度及び条件付採用期間は昇任選考・昇任能力実証を受験することはできません。

※　また、日本国籍を有しない職員は、管理職選考を受験できません。

● 勤務時間等

・ 勤務時間

原則として勤務日は月曜から金曜まで、勤務時間は午前８時３０分から午後５時１５分まで（週３８時間４５分）。

ただし、勤務場所により変則勤務となる場合があります。

・ 休暇

１年度につき最大２０日の年次有給休暇。（付与日数は、採用月により異なります。）

その他夏季休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇などがあります。

● その他

共済組合、互助組合、互助会の制度により、健康保険をはじめ各種の福利厚生制度があります。

問合せ先

中央区役所　総務部職員課人事係

〒１０４－８４０４

東京都中央区築地１－１－１

TEL　０３（３５４６）９５６５

最寄り駅

東京メトロ　有楽町線　新富町駅
（１番出口　徒歩１分）

東京メトロ　日比谷線　築地駅
（３・４番出口　徒歩５分）
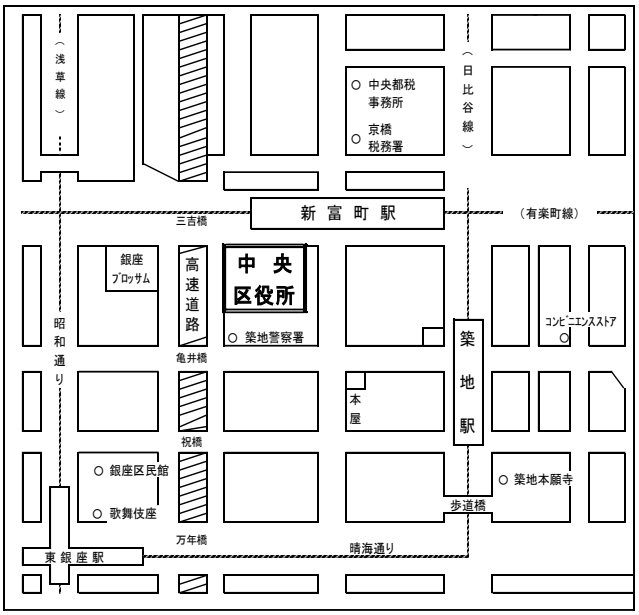
都営地下鉄　浅草線　　東銀座駅
（Ａ７・Ａ８出口　徒歩５分）